

地権者の同意で集落全体の取組みが実現

環境

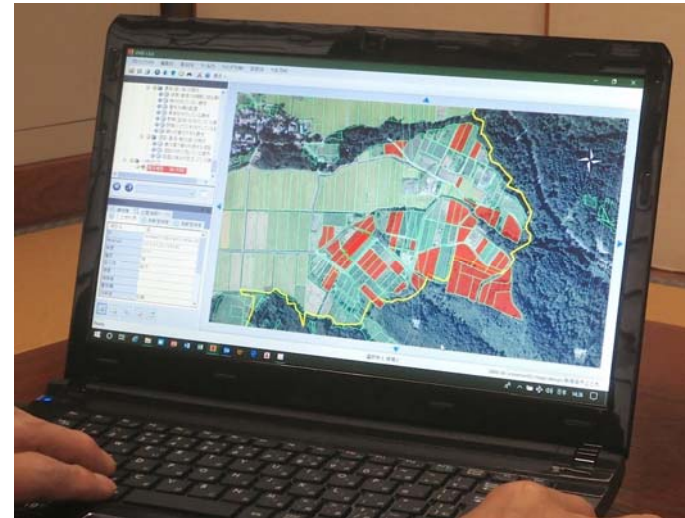
生息地管理
集落周辺の森林の伐採
による間接的防除

課題

- ★里山・耕作放棄地などの対策
- ★果樹・残さなど誘引物対策

取組み

- 荒廃した里山や山林、耕作放棄地……
計画的な集落環境整備が可能になった
- 誘引物となる放置された果樹や残さ……
不用な木の伐採、資源利用として柿酢作り体験



GISで土地の共同管理を行っている



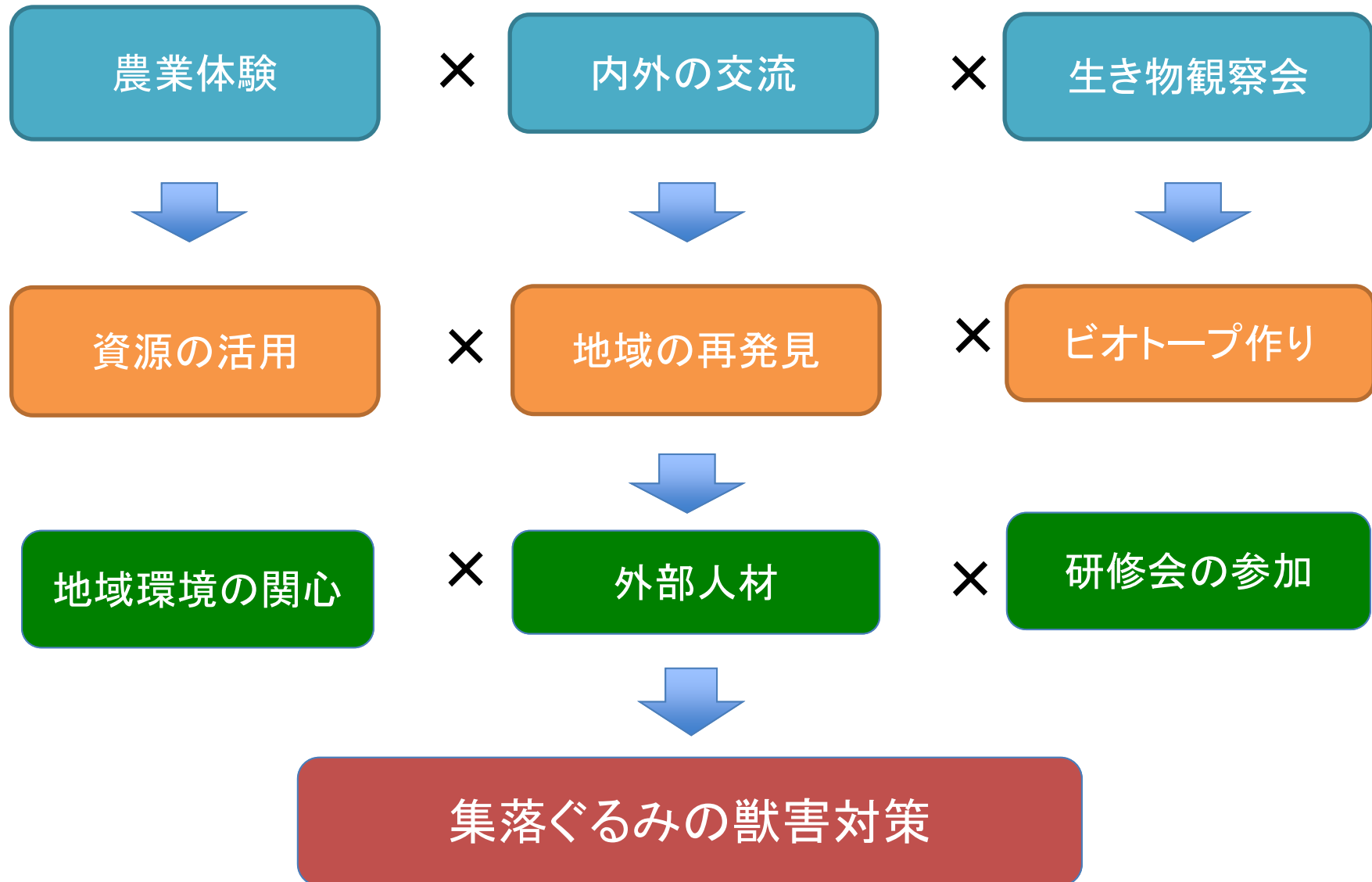
里山整備や耕作放棄地の解消が進んだ

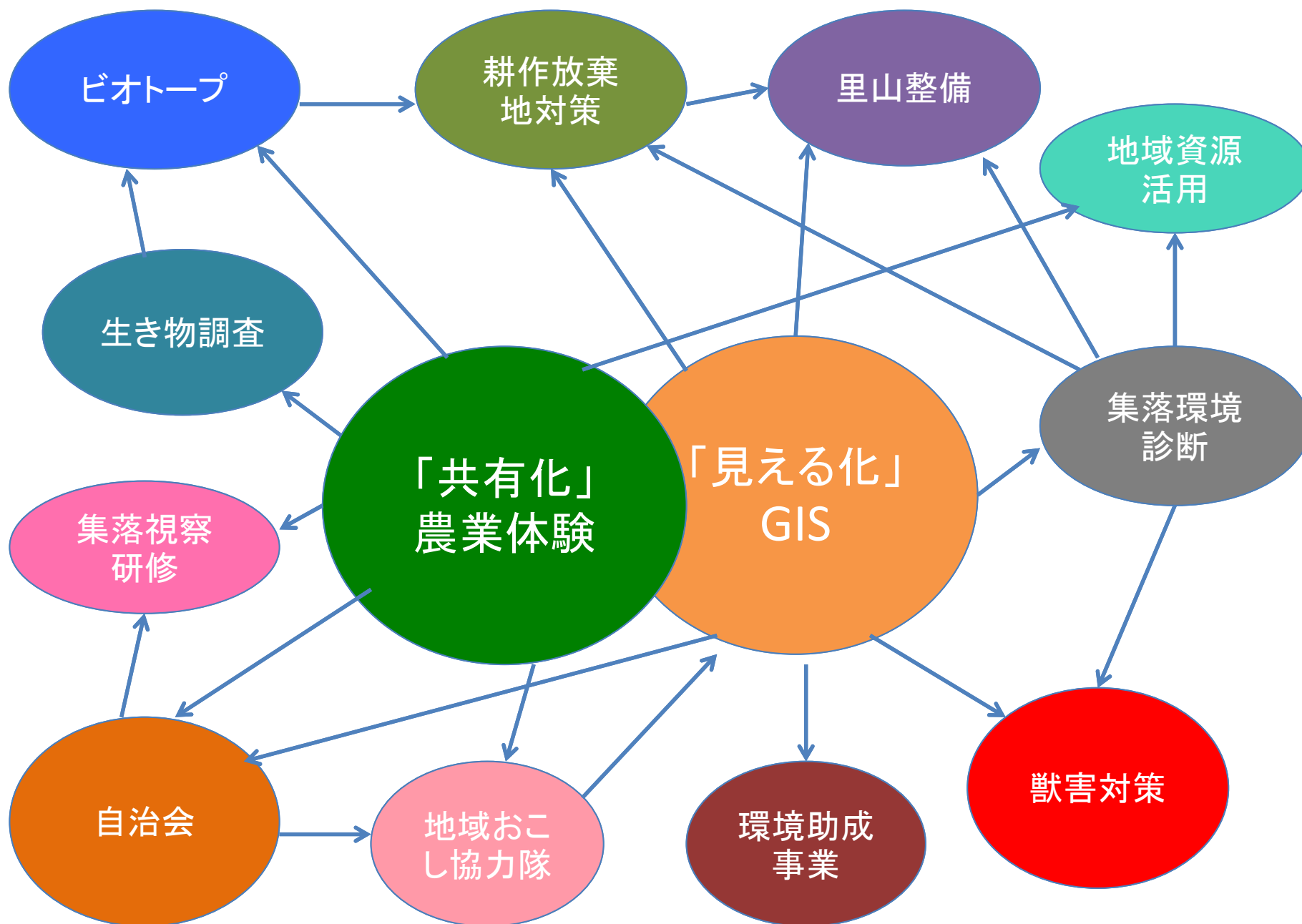


農地の共同管理からソバの栽培がはじまった
土地の利用計画から、現在約4haの畑で蕎麦を栽培
2月の第1日曜日には「蕎麦を食べる会」を開催

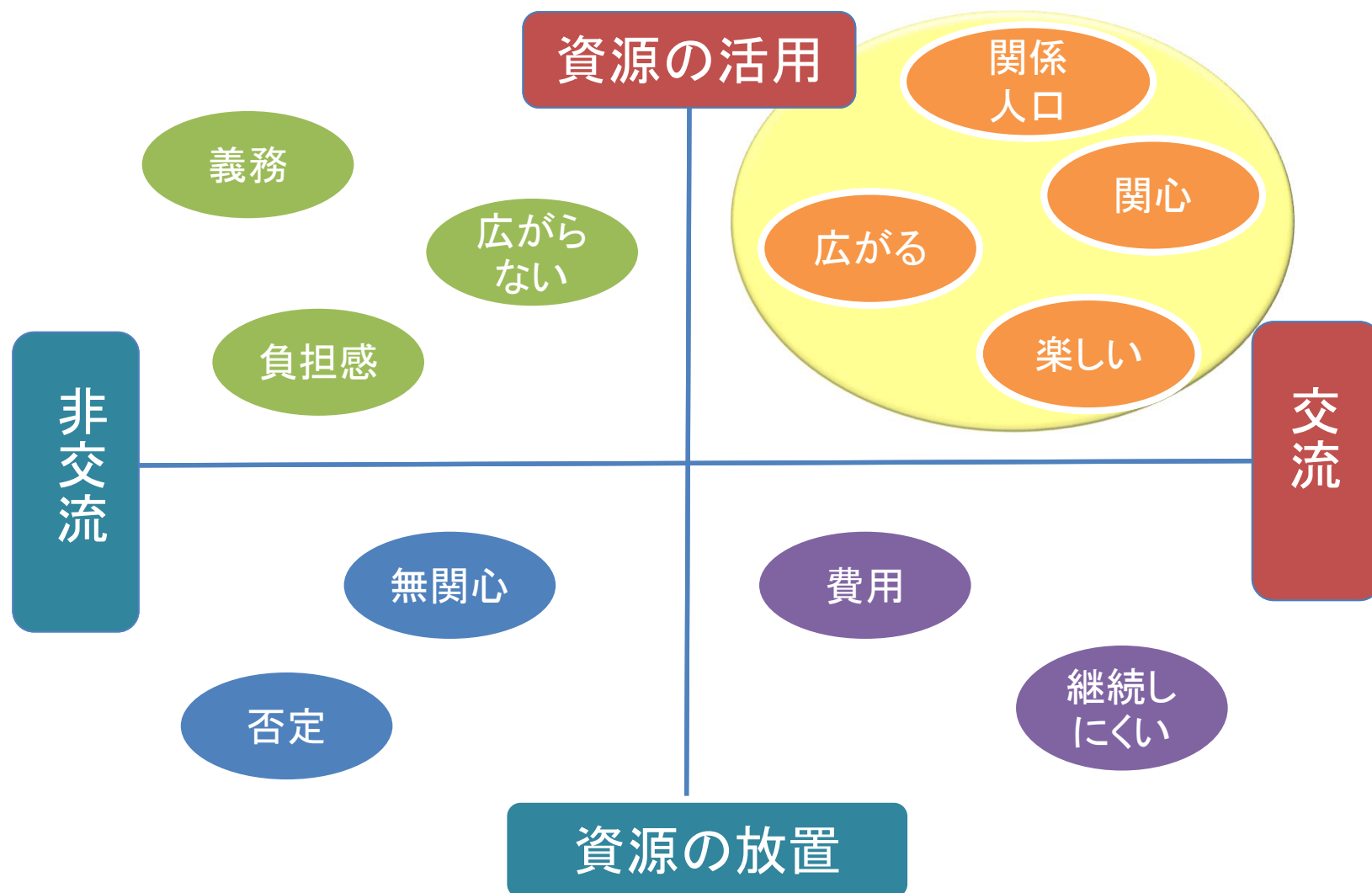


動く！ 気づく！ 広がる！ つながる！

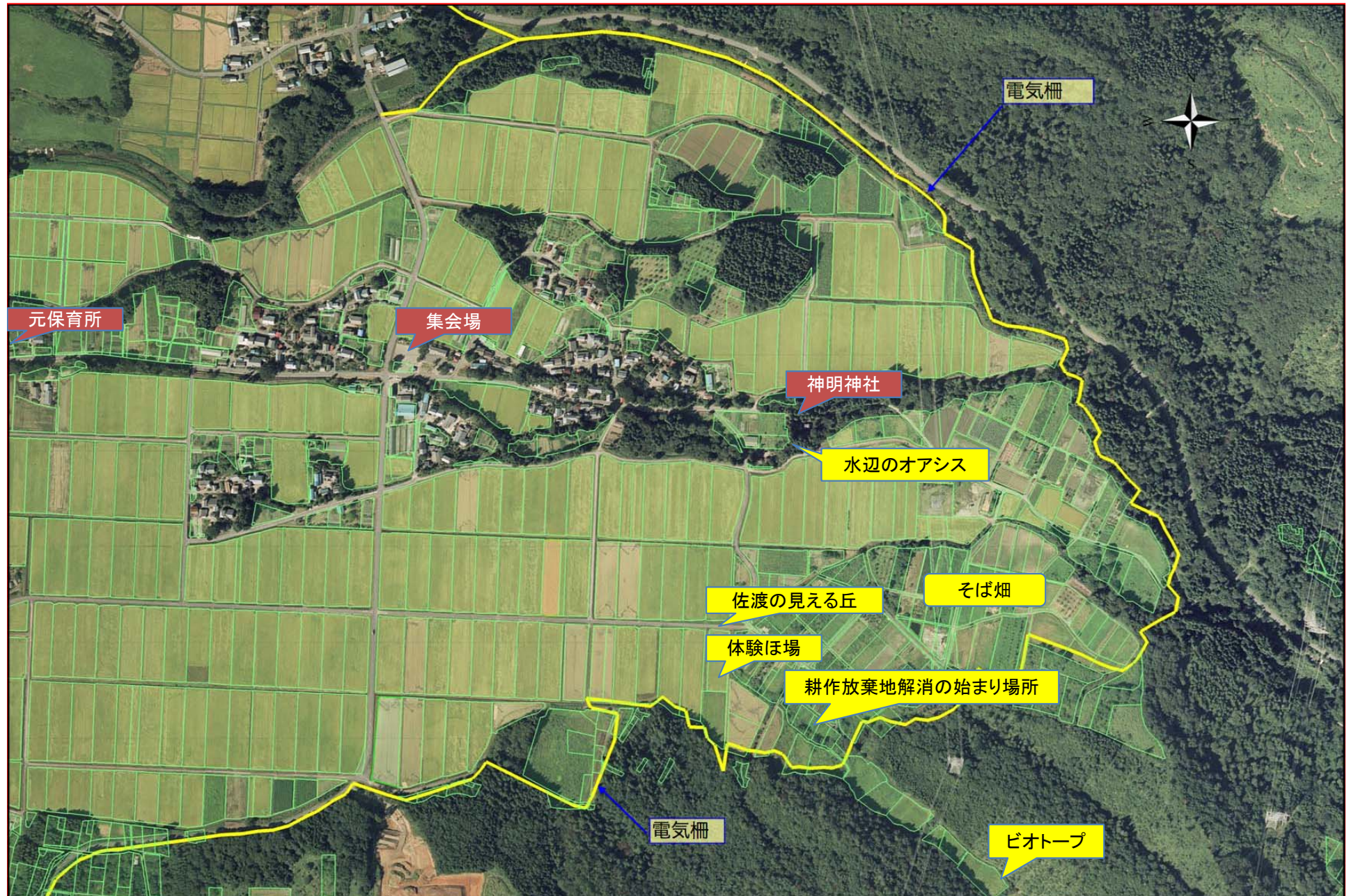




活動の方向性



集落資源の活用と環境改善で効果が発揮！



集落資源の活用と環境改善で効果が発揮！



上三光清流の会 活動略歴

- ・平成24年 農業体験交流活動を始める。
- ・平成25年 GIS(地理情報管理システム)の導入。
北陸農政局主催の農村リーダー研修会で事例発表。
- ・平成26年 集落住民参加の視察研修を始める。ビオトープの造成。耕作放棄地対策を始める。
- ・平成27年 里山の整備活動を始める。
- ・平成28年 集落環境診断を実施⇒獣害対策が本格化する。大学生の力を活用した事業を行う。
- ・平成29年 新発田地域振興局の獣害対策で事例発表。 国交省「これからの時代の地域デザイン」に掲載される。地域起こし協力隊を導入する。北陸農政局主催の農村リーダー研修会で事例発表。国交省国土管理専門委員会で地域活動の事例発表。
- ・平成30年 国土計画協会発行「人と国土21」に寄稿。新潟県の多面的機能研修会で事例発表。
北陸農政局で「農地維持活動」で局長賞を受賞。
- ・平成31年 農水省で獣害対策優良事例で農村振興局長賞受賞。
- ・令和元年 新発田地域振興局農業振興部職員対象に上三光で獣害対策視察研修を行う。
- ・令和2年 総務省「ふるさと支援フォーラム」で地域づくり事例発表(コロナで中止)。農水省「長期的な土地利用に関する検討会」にゲストスピーカーで出席。農水省「ディスカバー農山漁村の宝で個人部門で受賞。敬和学園大学の学生と交流が始る。
- ・令和3年 農水省「鳥獣害サミット」で事例発表。市民を対象に農地利用のため「自然農園」を開始予定。

上三光清流の会の活動から 見えてきたもの

土地利用を妨げるもの

- ◎土地所有者の意識の希薄化
- ◎集落資源を知らない世代の増加
- ◎過去から脱却できない高齢の土地所有者
- ◎非農家の増加による集落に対する無関心
- ◎非効率な農地の切り捨て

地域資源の活用で成り立った集落だが、
無関心・無意識が農村の衰退に拍車をかけている

農村の機能や役割の再構築が必要

集落だけでは、農村資源を維持できない

●山林や農地の

情報不足と放置する所有者

●集落や農村に対する無関心

●行政の縦割りや古い制度

集落を再生する
仕組みや土地利用が必要

集落再生のために必要なこと

◎農村＝農業だけではない

時代に合った新しい土地利用が求められる

◎農村の多面的機能の発揮

農村の機能を活用した新たな生活提案が求められる

◎相続や売買で集落外の地主が増加する

集落が維持できる土地管理の仕組みが必要

◎集落のコミュニティが希薄化

関係人口の増加による新たな価値観の創出

◎集落維持は、リターンが少なく、負担が多い

財源の確保とソーシャルビジネスの活用

土地利用の新たなガイドラインが必要

「食料を供給する農地」と「人と共生する土地」

栽培可能な土地は「食糧供給のための農地」であり、人が共生する土地は「社会活動のための土地」というように、土地には二つの側面がある。

例えば、体験学習としてのビオトープ、ウォーキングロードやドッグランも兼ねた鳥獣害対策の緩衝帯、農業体験の時のトイレや駐車場、市民農園など……。

※ 地域社会(集落)が必要とする土地利用ができること

私有地の公用活用を可能にする「獣害対策エリア」

獣害対策には、緩衝帯の整備が求められる。人と獣の境界域を整備することで、獣害に強い集落が出来る。しかし、それを妨げているのが「私有地」で、所有者情報や地権者の理解・同意が不可欠で、活動の弊害となっている。

緩衝帯を公共性の観点から「獣害指定エリア」として網がけ、集落のニーズに柔軟に対応できることが必要。※集落の自立には不可欠

集落の再生のためにワンストップで対応できる窓口

農地の有効利用を図るためには、「移住」「相続」「体験交流」「獣害対策」など新たな社会ニーズへの対応が必要だ。だが、こうした目的の有効利用を行うには壁がある。たとえば、移住者が農地を求める時には、農地の取得要件を満たす必要がある。有効な土地利用とは別の問題である。緩衝帯の整備をするにも、原野化した農地は手を入れられない。土地は資本でありながら捉え方が今日的ではない。

※ 資源活用がスムーズに行くための窓口と政策のパッケージが必要。

所有者情報の開示の仕組みづくり

集落の環境整備のために、山林や農地の所有者を知りたいと思っても行政は開示しない。個人情報保護が妨げとなっている。GISを活用するにも所有者情報が取れない。集落再生の妨げとなっている。行政は情報をもっているだけで活用しない。活用したい集落には情報が無い。これこそが集落再生を妨げている。

※集落(地域)と行政の協定書に基づき情報開示できるシステムが必要。

地域(集落)で資源管理ができればハザードマップとしても活用できる。

共生のためにマッチングできるシステム

農地は農業委員会で管理しているが、それはあくまでも「栽培のための農地」であり、人と地域（集落）が共生するための利用という観点はない。都市・農村の交流など、地域（集落）と人がマッチングできる情報ツールや窓口がほしい。農業体験や市民農園、移住などの資源活用の側面から検討してほしい。

※農村資源の維持や利用は集落内で解決しない。資源を共有、活用する機会やパートナーが求められる。

5年で集落が変わる。農村の担い手がいらない。

農村を培ってきた世代の退場で、集落を知る人がいなくなる。農業の担い手だけじゃない。集落資源の知識や人脈を持った世代がいなくなる。農村は知識や知恵を受け継ぐことで維持されてきた。その世代がいなくなる。上三光ではGISを活用しているが、早急に集落資源のデータ化などデジタル化が求められる。

※集落が有効な土地活用を図るためには、人材・資源データ・市場ニーズなどが求められる。IT化が遅れ、ガラパゴスになっている。



集落再生は、人の心も豊かにし、 獣害に強いムラもつくる

耕作放棄地がビオトープに、
集落の水辺が憩いの公園に、
荒れた畑が蕎麦畑になった
住民の関心が高まれば、
集落環境が改善し、
獣害に強い集落になる



農村は食料の供給のみならず、
国土を保全し、人の安らぎを生み出す
どうしたら、持続可能な集落にできるか、
農村の新たな機能と役割が求められる



ご清聴ありがとうございました



上三光清流の会 代表 小柳 繁